

英国競争・市場庁との協力に関する覚書への署名について

令和7年10月1日

公正取引委員会

公正取引委員会は、カナダ・オタワにおいて、現地時間9月30日、英国の競争当局である競争・市場庁との間で、競争当局間の協力に関する覚書に署名した。覚書の署名者及び概要は、次のとおりである。

1 署名者

日本側：公正取引委員会	茶 谷 栄 治	委 員 長
英国側：競争・市場庁	クリス・プリベット	ゼネラル・カウンセル

2 概要

(1) 目的

両競争当局間の執行活動に関する協力、調整及び情報交換を促進することを目的とする。

(2) 通報

一方の競争当局が行う執行活動が他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす場合に、当該執行活動の事実を伝える。

(3) 執行調整

両競争当局が密接に連絡を取り合い、相互への影響を考慮しつつ、協力して執行活動を行う。

(4) 情報交換

国内法で許容される範囲内で、協力と調整の目的で、見解を共有・議論し、保有する情報を伝達する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>